

須坂市ネーミングライツ・パートナー優先候補者選定基準

令和8年8月1日制定

1 審査方法

(1) 応募資格等審査

ネーミングライツ・パートナー（以下「パートナー」という。）に応募した者が、須坂市ネーミングライツ導入に関するガイドライン第4第3号に定める「応募資格」を満たしていること及び提案された愛称が同第4号に定める「愛称の条件」（以下「応募資格等」という。）を満たしていることを確認するため、応募のあった施設等の所管課において事前審査を行い、その結果を須坂市広告審査委員会（以下「審査会」という。）に報告します。

審査会は、報告された事前審査の結果に基づき、応募資格等の審査を行い、条件を満たしていないと判断されたものは失格となります。

(2) 総合審査

審査会の各委員は、前号の審査の結果、応募資格等の条件を満たしていると判断された者を対象として総合審査を行い、2に掲げる審査項目に基づき点数化します。

審査の結果、各委員の審査点の合計が最も高い者をパートナーの優先候補者とし、次に高い者を次点候補者とします。

ただし、合計点数が50点未満の場合若しくは応募金額及び愛称案の点数が15点未満の場合は、パートナーとして適当でないと認められることから、優先候補者及び時点候補者に選定しない場合があります。

2 審査項目及び配点

審査区分	審査項目	審査のポイント	配点
応募企業	経営の安定性	決算報告書等による財務の健全性の確認	10
	社会貢献等	社会貢献等に係る理念、実績、計画等の確認	20
	地域性等	事業所の所在、市事業等への貢献実績の確認	10
応募内容	応募金額等	応募金額の妥当性 (提案募集型では提案内容を加味して評価)	30
	愛称案	親しみやすさ、分かりやすさ、 施設のイメージや設置目的の整合当	30
合 計			100

3 評価基準

(1) 応募金額等を除く審査項目

評価	評価基準	算出方法
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.80
C	標準的である	配点×0.60
D	やや劣る	配点×0.40
E	劣る	配点×0.20

(2) 応募金額等

ア 施設特定型

応募金額を希望金額で除して算出した率を 30 点に乗じて得た点数を付与します（小数点以下四捨五入 上限 30 点）。

イ 提案募集型

応募金額が最高の者を 1 位として 15 点付与し、2 位以下は、その応募金額を 1 位の金額で除して算出した率を 15 点に乗じて得た点数を付与します（小数点以下四捨五入）。

応募金額を除く提案内容についての配点を 15 点とし、前号に定める評価基準により評価の上、応募金額により算出した点数に加算します。